

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	母子及び父子並びに寡婦関連事務に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

金武町は、母子及び父子並びに寡婦関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

沖縄県金武町長

## 公表日

平成29年9月15日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦関連事務
②事務の概要	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の規定に基づき、父母の離婚などにより児童を養育している者を対象に、福祉医療費の助成又は保育料減免手続に係る事務を行う。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)では、別表第1の44の項の規定のとおり、配偶者のない者で現に児童を扶養している者、寡婦についての便宜供与の事務に個人番号を利用する。
③システムの名称	1. 総合行政情報システム、2. サービス検索・電子申請機能3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子父子寡婦便宜供与情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法第9条第1項及び別表第1、44の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号及び別表第2、64項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長	保健福祉課長 仲間 賢
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒904-1292 沖縄県国頭郡金武町字金武1番地 金武町役場 総務課 情報公開担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒904-1292 沖縄県国頭郡金武町字金武1番地 金武町役場 保健福祉課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年9月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年9月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

